

消防消第157号

平成24年7月2日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防・救急課長

消防職員の厳正な服務規律の確保等の徹底について

消防職員にあっては、その職務の適正な遂行のため、厳格な服務規律の確保、法令の遵守が求められており、各地方公共団体におかれては、消防職員の服務規律の確保に日々努められていることと承知しているところです。

しかしながら、先般、救急出動した現場において、救急隊員が傷病者の所持する財布から現金を盗み、現行犯逮捕されるという極めて遺憾な事案が発生しました。今回の事案は、職務の遂行を利用して犯罪行為に及んだものであり、消防職員としてあるまじき行為であります。こうした行為は、消防に対する国民の信頼を著しく損ない、決してあってはならないものであります。

各地方公共団体においては、住民の消防に対する信頼を確保するため、改めて、厳正な服務規律の確保に努め、綱紀の粛正に万全を期すとともに、消防職員の倫理の保持に一層努めるようお願いします。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対しても、速やかにこの旨を周知していただくよう併せてお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。